

レース時における自転車乗入および伴走について

競漕規則第61条第1項には「競漕委員会の許可なく、レース中、コースに沿ってクルーに伴走してはならない。」と定められており、第2項には「競漕委員会および審判長は、前項に違反したクルー関係者および当該クルーに、イエローカードその他の相応のペナルティを科すことができる。」ことになっています。本大会では安全確保の見地から以下の特別ルールを守ることを条件に競漕委員会として伴走を許可しますのでこのルールを守ってください。なお、ルールに違反した団体については競漕委員会が厳重な処分を行います。

[本大会における特別ルール]

1. **土手下**：徒歩または走りながらの伴走のみ許可する（自転車等の乗り物は禁止）
2. **土手上**：競漕委員会発行の伴走A Dを持つ自転車（原付は除く）による伴走のみ許可する（徒歩または走りながらの伴走は禁止）
3. 自転車による伴走および伴走路走行等のルールは大会開催中を通じて適用される

【主な注意点】

- ① 伴走路（下図参照）への自転車乗入は競漕委員会発行の伴走A Dを所持する自転車に限るものとする（自転車伴走は当該レースの出漕団体のみ、各団体2台までとする）
- ② 自転車による伴走は自己の責任において行うこと（事故の場合は各自で対応する）
- ③ 自転車についての安全ルールを遵守すること（前方をよく注意 / 2人乗り厳禁 / メガフォンなどを持つての片手走行厳禁 / 動画撮影厳禁 など）
なお、2人乗り、メガフォンなどを持つての片手走行、カメラ・スマートフォンによる動画撮影が発覚した際は本人が所属する団体に与えられたすべての伴走A Dを没収する。
- ④ 徒歩、ジョギング中の一般市民や観戦者などに充分に注意すること
- ⑤ レース通過時は伴走自転車を優先すること
（他の自転車や徒歩観戦者はコースとは反対側の芝生部分に出てこれを避ける）
- ⑥ コース北側（観覧席の対岸側）の一般道路上の伴走はいかなる場合も禁止する。
この場合も所属する団体に与えられたすべての伴走A Dを没収する。

【その他】

- ① 本大会はすべてのレースに伴走車を運行します。
伴走車には当該レース出漕団体クルー毎に1名まで乗車できます（大会本部にて申込むこと）
- ② 伴走自転車と伴走車の関係
 - ・ 伴走自転車は伴走路（舗装部分）を走行してください（芝生にはみ出して走行しない）
 - ・ 伴走自転車は必ず伴走車の後を走行してください（前や横に出ての伴走は禁止）
 - ・ 500m～1500m付近においてはレースに追走する伴走自転車を優先とし、スタート方向に向かう自転車はコースと反対側の芝生部分でこれを避けてください
 - ・ 1700m付近～ゴールまでの間においてはカラーコーンでセパレートされた伴走用通路（進行方向の左側）を走行すること
- ③ 伴走A Dをチェックするポイントでは必ず停車して係員に伴走A Dを見せてください
- ④ 自転車の駐輪は伴走路付近ではなく所定の駐輪場を利用してください
- ⑤ 伴走A Dの配布については協会HPにて確認してください
- ⑥ 表彰式実施中は会場周辺の通行を制限します

伴走路＝自転車乗入れ制限エリア

